業務実績に関する自己評価結果

令和3年度業務実績等報告書

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

様式3-1-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価の概要

1. 評価対象に関する事項						
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター					
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度				
	主務省令期間	令和2年度~令和6年度				

2. 評価の実施者に関する事項								
主務大臣	農林水産大臣							
法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者						
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者						

3. 評価の実施に関する事項

独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務方法書(平成 13 年 4 月 2 日付け農林水産省指令 13 総合第 1 号制定認可)第 96 条の規定に基づき定めた「事業計画の策定及び評価に関する規程」(平成 27 年 4 月 1 日付け 26 消技第 3714 号)第 3 条の規定に基づき取りまとめた業務の実績から役員会において自己評価を行った。

4. その他評価に関する重要事項	Į.			
_				

様式3-1-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定	A:事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況				
(S, A, B, C, D)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		A	A			
評定に至った理由	項目別評定20項目のうち、業務部門(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の下内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項:Aが1項目、Bが11項目、 林水産省の評価基準に基づきAとした。具体的な評価基準は別添1のとおり。					

2. 法人全体に対する評定	
法人全体の評価	行政執行法人として、肥料及び土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務、日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務、その他の業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り的確に業務を遂行することができた。 令和3年度は、目標において農林水産省の施策を進めるため重要度等が高いとされた業務を的確に実施するとともに、FAMICが有する知見や技術を生かして創意工夫に努め、・輸入依存度の高い国からの肥料原料の輸入の停滞に対応するため、緊急の肥料登録業務に対応できるスキームを構築・生物農薬の開発・申請の促進や再評価審査の効率化に資するべく、生物農薬に係る試験要求・評価法の見直し原案を作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター部会における指摘を踏まえ、その実績に至った経緯、法人の経営努力、特殊事情等の特筆すべき事項を明らかにして評価した。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した課題、改善事項					
その他改善事項					
主務大臣による監督命令を検討すべき事項					

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式3-1-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価 項目別評定総括表

		年度評価					
年度目標(事業計画)	令和	令和	令和	令和	令和	項目別	備考
一人人口(小人)	2	3	4	5	6	調書No.	Vm· J
	年度	年度	年度	年度	年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
肥料及び土壌改良資材関係業務	A	Α				第 1-1-(1)	
農薬関係業務	A	A				第1-1-(2)	
飼料及び飼料添加物関係業務	A	В				第 1-1-(3)	
食品表示の監視に関する業務	A	A				第1-2-(1)	
日本農林規格、農林水産物及び	A	A				第1-2-(2)	
食品の輸出促進等に関する業務							
食品の安全性に関するリスク管理に	В	В				第1-3	
資するための有害物質の分析業務							
その他の業務	В	В				第 1-4	

lſ	年度目標(事業計画)		年度評価						
			令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	項目別 調書No.	備考
	Π.	業務運営の効率化に関する事項							
		業務運営コストの縮減	В	В				第2-1	
		人件費の削減等	В	В				第2-2	
		調達等合理化の取組	В	В				第2-3	
	Ш.	財務内容の改善に関する事項						•	
		保有資産の見直し等	В	В				第3-1	
		自己収入の確保	В	A				第3-2	
		予算 (人件費の見積りを含む。) 収支 計画及び資金計画	В	В				第3-3	
		短期借入金の限度額	_	_				第3-4	
	IV.	その他の事項							
		職員の人事に関する計画(人員及び人 件費の効率化に関する目標を含む。)	В	В				第4-1	
		内部統制の充実・強化	В	В				第4-2	
		業務運営の改善	В	В				第4-3	
		情報セキュリティ対策の推進	В	В				第4-4	
		施設及び設備に関する計画	В	В				第4-5	
		積立金の処分に関する事項	В	В				第4-6	

(以下、「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和2年度に係る業務の実績に関する評価書(案)」と同じ(主務大臣による評価欄を除く。)ため省略。)